

平成二十二年八月二十日受領
答 弁 第 三 六 号

内閣衆質一七五第三六号

平成二十二年八月二十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察審査会の透明性確保等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察審査会の透明性確保等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

檢察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）第三十五条は「檢察官は、檢察審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は會議に出席して意見を述べなければならない。」と規定しているところ、檢察官が會議に出席して不起訴処分理由等を説明する際には、その規定の趣旨に従い、適切に説明しているものと承知している。

三について

檢察審査会法第二十六条は、檢察審査會における檢察審査員の自由な審査活動を保障する必要性が高いことなどから、「檢察審査會議は、これを公開しない。」と規定しているところ、御指摘のような方法で審査を公開することは、その趣旨を没却することとなり、適当ではないと考えている。